

ヒアリング実施要領（案）

1 ヒアリングの概要

岡崎市こども発達センター等整備運営事業に関するヒアリングの概要は、次のとおりです。

- ・ 応募者による提案説明（以下「プレゼンテーション」という。）
- ・ 岡崎市こども発達センター等整備事業者選定審査委員会から応募者への提案に関する質疑及び応募者から同委員会への回答（以下「質疑応答」という。）

2 開催要領

(1) 開催日時

平成27年1月27日（火） ●：●から●：●まで

※ 応募者ごとに時間を分けて実施します。

(2) 開催場所

岡崎市消防本部3階会議室

※ 開催場所については、別途市が指定した日時に下見できます。

(3) ヒアリングの受付等

ヒアリングの受付時間及び集合場所は、事前に各応募者に通知します。受付終了後は事務局の誘導に従ってください。

(4) ヒアリングの時間

ヒアリングの時間は、個別にお伝えします。

(5) ヒアリングの順番

提案書提出時（平成26年12月8日・9日）に抽選を行い、順番を決定します。

(6) ヒアリングの内容

ヒアリングの内容は、次のとおりです。

| | |
|-----------|-----|
| プレゼンテーション | 30分 |
| 質疑応答 | 30分 |
| 合計 | 60分 |

※ 前後5分で移動・準備と片付けを行います。

(7) ヒアリングの時間に係る留意事項

- ・ 準備が早く終了した場合でも、プレゼンテーションは予定時間を待って開始します。
- ・ 準備に時間がかかった場合でも、プレゼンテーションの終了時間の変更は行いません。準備が5分を超えた時間分、プレゼンテーションの時間が短くなります。
- ・ プレゼンテーションの時間については、延長しません。説明等の途中であっても、所定時間経過で終了していただきます。

(8) ヒアリングの出席者等の制限

- ・ ヒアリングの出席者は、構成企業及び協力企業の責任者及び担当者とします。
- ・ 出席者数は、10名以内とします。

3 プレゼンテーションの使用機器等

(1) プレゼンテーションの資料等

- ・ 各グループが提示できる資料等は提案書に基づくもののみとします。
- ・ プレゼンテーション用ソフトで、提案書の一部又は要点を示すことは可能とします。また、CGは可とします。
- ・ 追加資料の配布は認めません。
- ・ パネル・模型等の提示・配付は認めません。
- ・ 応募者のグループ名及び構成企業、協力企業の企業名が分かる資料の使用は認めません。

(2) 審査委員会事務局が会場に準備する機器等

- ・ スクリーン（画面サイズ2,440mm×1,830mm）
- ・ プロジェクター（NEC NP-V300WJD-N）
- ・ ホワイトボード

※上記以外のプレゼンテーションに必要な機器（パソコン、電源コード、接続ケーブル等）は、各応募者が持参してください。なお、プロジェクターは持参いただいても構いません。

4 プレゼンテーションに当たっての留意事項

- ・ プレゼンテーションは、提案書の内容に基づき、各応募者が特にアピールしたい点等について説明を行ってください。提案すべてについての説明は不要です。
- ・ プレゼンテーションは、提案書の内容に基づき行うものとし、新たな提案等は認めません。
- ・ 提案書の内容に基づき、要領よく分かりやすく、時間内に説明を行ってください。
- ・ ヒアリングに当たって、プレゼンテーション用ソフトを用い、プレゼンテーションを行う場合は、スライド画面を印刷した配布資料を15部プリントアウトし持参してください。

5 質疑応答の留意事項

- ・ 審査委員会からの質疑に対する応答は、ヒアリング時間内に口頭で行ってください。委員からの要求があった場合を除き、当日、後日を問わず、追加回答や資料の追加提出等は認めません。
- ・ 企業名（構成企業、協力企業）についての言及は認めず、グループ番号での発言のみとします。

6 その他の留意事項

- ・ 審査委員及び応募者の自己紹介は行いません。
- ・ ヒアリング会場への入退室は、事務局の指示に従ってください。なお、ヒアリング終了後は控室を利用できませんので、荷物等を置かないようにしてください。
- ・ 原則、ヒアリングの時間内に外出は認めません。ただし、必要に応じてヒアリング会場外へ連絡を行うことは可とします。電話等は、ヒアリング会場外で使用してください。
- ・ 公正な競争を阻害したと認められる場合には、その応募者を失格とします。